

静岡県告示第766号

次のとおり保安林の指定予定森林にしたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

令和7年12月9日

静岡県知事 鈴木康友

1 保安林予定森林の所在場所

浜松市天竜区只来字シツト林300、311、字亀久保301、306から309まで、332、字カウノス489、字ワレ岩496から502まで、字十七枚下504、505、字十七枚506の1、506の2、506の11、506の12

2 指定の目的

干害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をことができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁、西部農林事務所天竜農林局及び浜松市役所に備え置いて縦覧に供する。）